

令和 7 年 6 月分

	件名	内容（原則、原文のまま記載しています。）	町の回答・対応	担当課
①	小学生万博引率事業支援について	<p>最近大阪府が大阪・関西万博に中小校生を招待しておられる事で島本町ではチケットの配布をされていると聞きました。</p> <p>しかしこの配布対応では児童は行きたいが保護者の都合で行けない児童がいる場合が考えられるので（見て学ぶ、体験で学び）、ある団体の方に相談をした所引率ボランティアは募集、確保は出来るが入場料（@7,500円）が問題だとのお話しです。</p> <p>この事業は学校行事では無い為「青少年育成事業」と考え生涯学習課の事業になるかと思えます。</p> <p>生涯学習の事業として開催は難しいと思えますので引率ボランティアの入場料（最大10名分）の支援をお願い出来ませんか。</p>	<p>万博につきましては、安全面や費用面などの理由から、各学校においても招待事業への参加を見送ったところです。</p> <p>今回ご提案をいただいた引率者への支援事業につきましても、学校の場合と同様に熱中症対策等の安全面に課題が大きいものと考えておりますので、本町といたしましては、当該事業を実施する予定がないことをご理解ください。</p>	生涯学習課
②	島本町火入れに関する規則について	<p>島本町火入れに関する規則（昭和60年5月31日規則第6号）では次のように定められています。</p> <p>（火入れの中止）</p> <p>第14条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であつても、強風注意報、異常乾燥注意報又は火災警報が発令された場合には、火入れを行ってはならない。</p> <p>2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によつて他に延焼するおそれがあると認められるとき又は強風注意報、異常乾燥注意報若しくは火災警報が発令されたときには、速やかに消火しなければならない。</p> <p>〈問い合わせ等〉</p> <p>1 規則の文中にある異常乾燥注意報は、1988年（昭和63年）4月1日から乾燥注意報に変わっています。確認してください。規則は昭和63年に改正されずに現在まで続いています。誰も疑問に思わず、どこからも指摘等されずにいるのだと思います。</p> <p>2 （あえて）誤りを見て見ぬふりはできないので（島本町民ではありませんが）意見します。</p> <p>3 強風注意報、乾燥注意報は気象庁（大阪管区気象台）が発表します。発令はしません。火災警報は町長が発令します。規則の表記はこのままで良いのでしょうか。</p> <p>4 「火入れに関する規則」が上記のような表記（異常乾燥注意報のまま）になっているのは島本町だけではありません。大阪府の4市2町の「火入れに関する条例」等には存在しない「異常乾燥注意報」が文中にあります。なぜこのような状況であるのか知る術はありませんが、見過ごすことのできないことだと（私は）思います。残念です。</p> <p>6 情報を共有していただけたらと思います。</p>	<p>ご指摘いただきました「島本町火入れに関する規則」については、現在使用されていない「異常乾燥注意報」の文言が記載されており、発令の記載につきましても、見直しが必要であると確認いたしました。</p> <p>つきましては、ご指摘いただきました内容について、規則の改正を行ってまいります。改正の手続きに一定の期間を有しますが、ご理解いただきますようお願いいたします。</p>	にぎわい創造課

令和 7 年 6 月分

	件名	内容（原則、原文のまま記載しています。）	町の回答・対応	担当課
③	●●●●●の駐輪駐車場について	<p>●●●●●前の駐輪スペースが特に土曜日の午前中や平日の夕方は自転車やバイクで溢れかえっています。</p> <p>元々ラインが引いてあったりする様な駐輪場でもないため歩道にはみ出て停めるしかなく、大きな二輪車も関係無しに停まっているため出し入れ含め歩行者にとっても危険ではないですか？</p> <p>停める方も通る方も、お互いにストレスです。</p> <p>また、隣の駐車場もスペースが狭く交差点手前の側道合流箇所にも関わらずバック入庫や空き待ちの車列を作らせる導線にも問題があると思います。</p> <p>町として何か対策を考えておられるのであればその内容を、何も考えておられなければ検討をお願いします。</p> <p>例えば隣の駐車場を駐輪場に変える、空いた駐輪スペースに花壇を移し元の花壇の所を切り欠いて車の乗降スペースを作る(駐車は全て第二駐車場とし、●●●●●前では乗降しかさせない)等、現状では歩行者・自転車・二輪車・自動車全て危険な状態です。</p> <p>歩行者や周辺の交通の妨げとならない様なきっちりとした駐輪場および駐車場の整備確保を求めます。</p>	<p>当該施設における二輪車の駐輪及び自動車の駐車状況については、本町職員において現地確認をおこないました。</p> <p>当該施設を含め、民間施設の駐輪及び駐車対策に関する検討は、本町ではできかねますが、本町ご意見につきましては、当該施設の管理者へ申し伝えとともに、本町といたしましても、定期的に現地確認をおこない、経過観察いたします。</p>	都市整備課

令和 7 年 6 月分

	件名	内容（原則、原文のまま記載しています。）	町の回答・対応	担当課
④	アート教室について	<p>令和7年度青少年教育事業「アート教室」参加者募集のご案内が有りました。</p> <p>持ち物で 上履き、ハンカチ、飲み物 7月28日(月曜日)・29日(火曜日) 書道セット(筆・すずり・固形墨・下敷き)、卵パック、新聞紙、紙コップ、ペットボトル(筆を洗う用) 7月30日(水曜日)・31日(木曜日) 筆記用具、絵具セット(アクリル絵具)、パレット、卵パック、新聞紙、紙コップ、ペットボトル(絵具ほ洗う用) と有りました。</p> <p>そこで小学校で新聞紙を購読されている家庭が少ない為新聞紙を持ち物にする事が難しいと有りました。</p> <p>昨日庁舎に行った時守衛さんが政策企画課に新聞を届けておられました。</p> <p>今回のアート教室での新聞紙は生涯学習課の提供は出来ないのですか。</p>	<p>昨今、新聞を購読されるご家庭が少ないことも踏まえ、本町で購読している新聞紙をアート教室で有効活用できないか、担当課との調整等、検討いたします。</p>	生涯学習課

令和 7 年 6 月分

	件名	内容（原則、原文のまま記載しています。）	町の回答・対応	担当課
⑤	旧キャンプ場施設、観光大使について	<p>旧町立キャンプ場用地を、屋外レクリエーションや各種イベントなどにご使用いただけます。</p> <p>と、有りますが ①現状の施設写真が見当たりません。 議会だよりで炊飯かまどの写真は有りましたが「撤去」となっています。 写真をお願いします。</p> <p>②火器を利用はどの様な使用方法ですか。 キャンプファイアーはできますか。</p> <p>③テントは張れますか。 何張り位腫れますか。</p> <p>④トイレが使用可能ですがトイレトーパーはありますか。</p> <p>⑤アクセスも紹介下さい。</p> <p>⑥何人くらいはいますか。</p> <p>⑦大型バス近くまで行けますか。</p> <p>⑧虫や獣に気を付けて下さいと有りますが管理者としての現地確認はどれくらいの頻度でされていますか。 キャンプ場の時は生涯学習課の管理だったと聞いています。 観光大使に付いて有る市で、報酬の発生しない“ボランティア”という位置付けで、同市からイベントなどに出演依頼をするといったことはなく、あくまでも“個人活動として同市をPRする”という形態が有ります。 との記事が有りました。 島本町でもこの様な観光大使制度はありますか。</p>	<p>（１）旧キャンプ場施設について 旧キャンプ場施設につきましては、旧町立キャンプ場の施設を撤去し、敷地のみとなっていることから、施設の写真はございません。 火器の利用及びキャンプファイアーについては、利用内容によって消防関係の手続きが必要な場合がございますが、利用可能です。 テントの数量については、当課で把握していないためご案内できかねます。 トイレは使用可能で、トイレトーパーはございます。なお、冬季は凍結による水道管破損防止のため利用を停止しております。 アクセスにつきましては、島本駅から車で約15分から20分ほどの島本町大沢に位置します。 施設がないため、収容人数の規定はございません。 大型バスの駐車はできません。 現地の確認は、敷地管理の必要に応じて適宜現地確認をしております。</p> <p>（２）観光大使について 島本町では観光大使制度はございません。</p>	にぎわい創造課
⑥	商業団体支援事業補助金制度について	<p>島本町商業団体支援事業補助金の活用団体などの募集が有り、5月末ごろ結果報告との事ですが、今回どれくらいの応募が有りどの様な団体（内容）に補助金交付をされたのですか。 また、地域通貨「ウォーター」の使用率はどれくらいですか。 認知度はどれくらいですか。 私は知りませんでした。</p>	<p>島本町商業団体支援事業補助金につきましては、2団体の応募があり、「島本ぐるっとマーケットにぎわい抽選会事業」「島本センター全店舗入店記念おかんトラベラーイベント事業」が採択されました。 地域通貨「ウォーター」につきましては、島本町商工会の事業になり、当課では使用率及び認知度は把握しておりません。</p>	にぎわい創造課

令和 7 年 6 月分

	件名	内容（原則、原文のまま記載しています。）	町の回答・対応	担当課
⑦	桜井5丁目道路改良の件	<p>桜井5丁目の道路改良の予算を上げると聞いたのですが、その地点が改良されると交通量が増える事、ますます我が家の騒音、振動がひどくなります。</p> <p>一番騒音、振動の影響を受ける道路沿線住民の意見を聞かず、また知らせ無いのは、理解できません。</p> <p>桜井5丁目の道路改良の予算を上げるまでの、経過、またその時期、範囲を文面にて、お知らせください。</p> <p>今でもバイクが通ると簡易スマホアプリで測定すると80デシベル以上になります。環境庁の住宅地の騒音基準を大きくこえます。</p> <p>交通量の多い朝夕の騒音測定希望します。今後道路改良後と比べたいと思っています。</p>	<p>①桜井5丁目の道路改良について 工事に関する説明会につきましては、局所的におこなう工事についての、説明会は開催せず、工事前に、近隣自治会を通して回覧及び掲示にて工事のお知らせをいたしております。</p> <p>事業化に至った経緯につきましては、本町が管理する八幡川水路から府道西京高槻線までの区間において、道路の幅員が狭隘であり、かつ、見通しが悪い箇所であるため、過去から日常的に車両同士の離合が難しい状況となっております。このことから、車両同士が円滑に離合できるよう、約20メートルの区間において道路の幅員を拡幅し、車両の退避スペースを設置する予定でございます。</p> <p>令和7年度におきましては、工事に先立ち、設計業務の発注を予定しており、令和8年度以降に、設計業務の成果品を基に改良工事の実施を予定しておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>②騒音・振動について ご意見いただきました、バイク等の通行に伴う騒音につきましては、現在、本町において測定等も含め、現状把握ができておりませんので、ご要望のとおり、騒音測定を実施してまいりたいと考えております。また、騒音測定実施後、測定結果に基づき、対策については、検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。</p>	都市整備課、環境課

令和 7 年 6 月分

	件名	内容（原則、原文のまま記載しています。）	町の回答・対応	担当課
⑧	新体育館について	<p>要望：新体育館でテニスもできるようにポールを立てる穴だけは開けておいて頂きたい。</p> <p>新体育館に関するパブリックコメントを読ませて頂きました。どう考えてもテニスコートに関する要望が圧倒的に多いように見受けられました。</p> <p>勿論、既に計画案ができあがり体育館で想定している種目がバレーボール、バスケットボール、バドミントンとなっていることは既読しております。</p> <p>想定外のテニスコート使用にはとても対応できないと言うご返答はちょっとお待ちください。</p> <p>バレーボールのポールを立てる穴のちょっと横にもう一つ穴を開けるだけのことです。お金がかかるようでしたらテニス愛好者で募金可能な額だろうと想定できます。</p> <p>多くのテニス愛好者達がパブリックコメントに書き込んだ労力に全くお答えも頂けていないようにお見受けいたします。</p> <p>新体育館に小さな穴二つあけるだけでも多少はテニス関係者の皆様の溜飲を下げることになるかと思えます。</p> <p>ご検討の程よろしくお願ひ申し上げます。</p>	<p>提案内容につきましては、今後の参考とさせていただきますが、島本町新体育館等整備基本計画策定時にもたくさんのご意見をいただいております。東大寺公園テニスコートについては、老朽化が著しく早期の対応が求められていることから、今後の対応については、再度検討し、できるだけ速やかに、一定の方向性をお示ししてまいりたいと考えております。</p>	生涯学習課
⑨	動物による被害について	<p>以前サルを目撃情報を配信して頂いていましたが最近見ません。サルはいなくなったのですか。</p> <p>また、ニュースでクマの被害が放送されていますが、島本町では熊を目撃もありませんか。</p>	<p>猿の目撃情報は最近ありません。島本町からいなくなったわけではないと思われませんが、また情報があれば、適宜方法を検討し周知してまいります。</p> <p>熊の目撃情報も、猿と同様最近はありません。</p> <p>住民の方からの目撃情報や被害情報をお聞きした際には、その都度状況に合わせて対策を検討してまいります。</p>	環境課
⑩	新庁舎の家具について	<p>先程テレビ番組で町長が新庁舎の紹介をされている中で森林税？で小学生の提案で机、テーブル、椅子？を作った様な話をされていた様です。詳細を教えてください。</p>	<p>島本町大沢地区の間伐にて切り出された木材を活用し、新庁舎の椅子や記載台等を作成しております。</p> <p>詳細は島本町広報誌7月号の巻頭特集にて掲載しておりますので、広報誌又は島本町ホームページにてご確認ください。</p>	にぎわい創造課

令和 7 年 6 月分

	件名	内容（原則、原文のまま記載しています。）	町の回答・対応	担当課
⑪	アスリートの手話による体育授業	<p>聴覚障害の有るトップアスリートが学校を訪問して体育の授業を行いました。 小学校で手話の拍手で迎えられたのは聴覚に障害のある岡田海緒選手です。 岡田選手は今年、東京で開催される聴覚障害のあるアスリートのオリンピック、デフリンピックの陸上競技に日本代表として出場します。 岡田選手は手話と通訳を介して思いを伝えます。 岡田選手は「自分は耳が聞こえないことで特別扱いされたくない」と話しました。 手話でさまざまな思いやものを表現できることを伝えると、児童らは熱心に学んでいました。 実技では、聴覚障害のある選手が使う特別なランプを使ったスタートに挑戦。 子供たちは走るだけでなく、「がんばれ！」の手話で応援するなど、デフ陸上の世界を体験しました。 参加した児童 「手話で会話するのがすごいと思った」「耳が聞こえなくても聞こえる人と一緒に練習していることがすごいなと思いました」 「ぜったい金メダルをとってほしいです。（手話）がんばれ」 生涯学習課の青少年育成事業の「手話教室」が有ります。 手話に関心を持つ取り組みとしてのこの様な取り組みは有効だと思います。 果たしてこの様なアスリートが近畿におられるかは分かりません。 小学校の授業ですので教育推進課の取り組みになりますか。</p>	<p>小学校におきましては、毎年アスリート等に来校していただき、「車椅子バスケットボール」を実施しております。 他種目のアスリート等による授業につきましては、大阪府府民文化部が所管する「トップアスリート小学校ふれあい事業」や「オリンピック・パラリンピアン派遣事業」という事業があり、本年度もその活用希望について、小学校に対し周知を行っております。 また、中学校におきましては、島本町社会福祉協議会と連携し、障害者理解教育として、車いす体験や手話体験を行っております。 いずれも各校の教育課程に基づき、各校の決定において実施されるものでありますため、今後とも適切に助言を行ってまいります。</p>	教育推進課
⑫	通学時の給水	<p>熱中症対策を学校単位でされておられると知りました。 暑さ指数WGDPの数値により体育の授業を見合わせ（水泳授業含む）様ですが、通学時の給水もご検討頂けませんか。 朝8時前の気温は25℃～28℃が多いです。</p>	<p>登下校につきましては、保護者の責任のもと行われておりますが、登下校時における水分補給につきましては、各小学校において担任等からも適宜児童に声かけを行っておりますため、児童が自己判断で、必要に応じ水分補給を行っているものと認識しております。</p>	教育推進課

令和 7 年 6 月分

	件名	内容（原則、原文のまま記載しています。）	町の回答・対応	担当課
⑬	情報公開などの電子申請について	<p>情報公開などの申請書類の提出の電子申請をお願い出来ませんか。 郵便による送付の場合3日（1日目昼に集荷され3日目午前配達）掛かります。 スピーディーな業務対応に電子申請をご検討下さい。 （私の声やLine通報の様に） 又、私の声も朝1番のチェックですので午前中の送信でも翌日になります。 回答も14日になっています。 こちらもう少し早くは出来ませんか。 （有る回答者が回答稟議書を閲覧せず机の上に放つたらかしにしていた事もありました。） * 有る近隣市では申請書を弁護士事務所に電子申請を受け取ってくれました。 申請フォームはHPからダウンロードして記入後弁護士事務所へメール送信でした。 その後の担当部課との流れは分かりません。</p>	<p>情報公開請求における電子申請の導入については、役場の開庁時間に来庁いただくことが難しい方等に対して、利便性の向上に寄与するものと認識しておりますが、情報公開請求の受付に際しては、請求者が求める情報と齟齬がないように、情報所管課において情報を特定する必要がございます。 そのため電子申請を導入した場合には、請求書を受信後に情報所管課において対象となる具体的な文書等を特定するために、請求者に電話連絡をすることになりますが、電話が繋がらない場合などにおいては、窓口での受付に比べ大幅に時間を要することが懸念されます。 また、電子申請は手軽で便利である反面、他自治体では大量請求により事務に深刻な支障が生じた例もあると聞き及んでおり、本町においても電子申請の受付が集中した場合、事務に混乱を来す場合なども想定されます。 これらのことから、現時点での導入予定はないものの、今後、近隣市町の状況等も注視しながら、想定される課題が解決できる見込みがつき次第、検討をおこなってまいりたいと考えております。 次に、私の声の回答期限につきましては、意見等の回付を受けた日の翌日からおおむね2週間以内とし、事情がある場合には延長することとしておりますが、これは、情報公開請求に対する決定通知期限等の制度を参考に、意見等の受付から担当課の調整、担当課における回答案の作成及び部内での決裁手続といった実務上のプロセスに要する標準的な期間を考慮して設定したものです。 本町においては、限られた人員体制で広範な事務に従事している中、現状においても短期間に多数の意見等が送付された場合等には通常業務が停滞する等の支障が生じており、現時点で回答期限の設定を短縮することは困難と考えております。</p>	政策企画課
⑭	裏の空き家の庭管理について	<p>また、最近の気温上昇に伴って当家の裏の空き家から蔓性の草が伸びたり、手入れされていない草木が伸びてきております。 持ち主と思われる「●●」さまの電話番号とかが分からないので、島本町から指導をお願いします。 この要望をお伝えるのは5回目かと思えます。 いい加減、自分の資産管理はきちんとし、他人の迷惑にならないようにしてもらいたいものです。 強力な指導と的確なアドバイスを与えてあげてください。 来年はこんなばやきを書かなくても良いよう、願っております。</p>	<p>本町といたしましては、空家に係る通報があった際は、職員による現地確認を実施しており、空家が適正に管理されていないと判断される場合は、所有者を特定し適正に管理していただけるよう通知を行っております。 ご意見いただきました手入れされていない草木が伸びている空家につきまして、令和7年7月1日に本町で現場確認を行ったところ、草木がかなり繁茂している状況を確認いたしました。 本町から所有者に電話にて草木の繁茂状況をお伝えし、草をすみやかに除草していただくよう依頼させていただいたところ、所有者から除草をする意思があることを確認いたしました。 引き続き、空家を適正に管理していただけるよう努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。</p>	環境課、都市計画課

令和 7 年 6 月分

	件名	内容（原則、原文のまま記載しています。）	町の回答・対応	担当課
⑮	文化財保護事業募集について	<p>文化財保護の観点から、「勾玉」の説明をされると小学生もわかりやすいのでは有りませんか。 参加者で 町内在住の小・中学生及びその保護者（高校生以上のご家族） 必ず保護者も参加してください。子どものみの参加はできません。 ⇒中学生や小学校高学年も保護者同伴なのですか。 子ども達の自主性も考慮しなければいけないのでは無いでしょうか 定員 150名（各回 50名）ですが保護者含めてでの人数ですか。 保護者含めると各回100名ですか。 また、その場合保護者も勾玉作りをして参加費用を支払うのでしょうか。 事業を開催して頂き参加者を募るので有ればもう少し分かりやすく説明をお願いします。 主催者側だけの理解ではトラブルの元です。 中学生や小学生の保護者同伴の必要性はなんなんですか。 文化財保護の作業で自宅に戻り「勾玉文化」に付いて話し合っ欲しいとの理由でしょうか。 また、本人は参加したいと希望しても保護者や家族が行けない場合は参加出来ないのですか。 その様な場合私が保護者代わりに参加させて頂きますので応募は受けて上げて下さい。 ※申込者多数の場合は昨年度同事業に不参加の方が含まれる世帯を優先したうえで抽選と 有りますが昨年も今年も参加を希望される方もおられるとお考えの様ですが、主催者（生涯学 習課）としては昨年も今年も参加希望者されるのは何故かとお考えでしょうか。 それも考慮しての計画も必要と思います。 追伸 一般企業がこのような事業を継続開催する場合にはそれなりの見直し検討を行います。 顧客満足度を第一に考えます。</p>	<p>（文化財保護の観点について） 親子で勾玉づくり体験！については、令和6年度まで青少年人権教育事業として実施していたものを令和7年度から文化財保護事業として開催するものであり、実施に当たっては、文化財への興味関心をもっていただけるように、勾玉が使用された弥生時代や古墳時代における本町の歴史と関連させることを考えております。そして、一例としては、同時代の遺構が見つかった調査写真の展示や、土器などの遺物に実際に触れていただくことなどを考えております。</p> <p>（保護者の同伴について） 当事業については、普段と違う時間を親子で楽しんでもらう事で、絆を深める事を狙いとしていることから、保護者同伴の参加とし、保護者の方にも参加費を支払っていただき、勾玉づくりに参加していただきますので、小・中学生のみの参加は受付けておりません。</p> <p>参加定員については、小・中学生と保護者含めて各回50名、合計150名です。</p> <p>（参加募集の説明について） わかりやすい説明となるよう努めてまいります。</p> <p>（連続して参加を希望される方について） 2か年以上連続して参加を希望される方々もいらっしゃる事から、一定満足していただいていると考えますが、会場の広さや講師の数に限りもありますので、広く参加していただくためにも、前年度参加していない方を優先したうえで、抽選を行っています。ご理解いただきますようお願い申し上げます。</p>	生涯学習課

令和 7 年 6 月分

	件名	内容（原則、原文のまま記載しています。）	町の回答・対応	担当課
⑬	大阪関西万博 大阪ウィーク	<p>先日小泉農相のコメ関連投稿で「Yahoo!ショッピング、対象のお米が最大20%OFFになるクーポンを配布」と「大臣が一企業を宣伝、利益誘導？」と問題になっています。</p> <p>今回の大阪関西万博でジビエホットドック販売でどの様に作成販売をされるのかを上手く住人に伝え無ければ小泉農相の様にならないでしょうか。</p> <p>①ジビエソーセージは何処が作られるのですか。</p> <p>②ホットドックは何処が作られるのですか。</p> <p>③販売は何処がされるのですか。</p> <p>ジビエドックの材料だけを持ち込み万博協会の調理人が作られるのでしょうか。</p> <p>又は島本町ジビエ販売店（にぎわい創造課情報）数店舗が共同作業ですか。</p> <p>もし一店舗でなら小泉さんの様にならない様にしなければいけないかも知れません。</p>	<p>「たべなはれゾーン」への出展は、町内の複数事業者等の方々に構成され、本町のまちの魅力創造発信事業の一部を担っている団体への委託により実施するものであり、提供メニューについても同団体において出展条件等を考慮のうえ決定いただきました。</p> <p>会場における飲食物の調理・販売等も同団体において実施されますが、その素材として町内の特定事業者が製造するウイスキーやソーセージを用いるため、出展にあたっては、あくまで島本町ブースとしての出展であり、特定事業者の宣伝を目的としない趣旨に留意する必要があると認識しています。</p>	政策企画課
⑭	消防運動会	<p>JCMで小平市の防災運動会が紹介されていました。</p> <p>島本町消防署も自治会連絡協議会、自主防災会、消防団で秋に計画検討されたいと思います。</p>	<p>消防運動会についてでございますが、本町消防団での実施について予定はございません。</p> <p>消防団活動は地域防災中核として、火災・災害出動への備えや各種訓練、防災啓発活動等を目的としており、限られた活動時間や人員体制の中で実効性のある活動に注力しているところでございます。</p> <p>また、団員の多くが本業を有し、平素より多忙な中で消防団活動に従事している状況を踏まえ、運動会のような大規模な行事の企画・運営は団員の負担が大きくなることが懸念されます。</p> <p>今後も他市町の状況や団員の意見を伺いながら、地域連携を深める行事については検討してまいります。現時点での運動会の実施について予定はございません。ご理解のほどよろしくお願いたします。</p>	消防本部管理課

※①④⑤⑥⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯は同一人による投稿です